

## 山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、採用等に係る働きかけがあった場合の取扱について必要な事項を定めることにより、採用等の公平、公正及び信頼の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「働きかけ」とは、山梨県人事委員会事務局職員（以下「職員」という。）に採用及び昇任に係る競争試験及び選考並びに転任（以下「採用等」という。）に関する職務上の行為をさせるように、又はさせないようにするために、要望、提案、苦情等を伝え、又はあつせん行為を行うものをいう。ただし、公式若しくは公開の場でなされたもの又は書面によりなされたものは除く。

### (説明及び記録等)

第3条 職員は、働きかけ（採用等に係る制度等の改善に資するものを除く。）を受けた場合は、相手方に対し、当該働きかけが撤回されないときは当該働きかけの内容を記録すること並びに当該記録は山梨県情報公開条例（昭和六十一年山梨県条例第二号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求の対象となり原則として開示されること及び当該記録等が公表されることについて説明し、撤回を促すものとする。

2 職員は、前項の説明を行い、撤回を促した場合において、当該働きかけが撤回されないときは、当該働きかけを拒否するとともに、速やかにその内容を記録票（別記様式）に記録するものとする。

3 職員は、採用等に係る制度等の改善に資する働きかけを受けた場合は、相手方に対し、当該働きかけの内容を記録すること並びに当該記録は情報公開条例に基づく開示請求の対象となり原則として開示されること及び当該記録等が公表されることについて説明するとともに、速やかにその内容を記録票に記録するものとする。

### (報告等)

第4条 職員は、前条第2項又は第3項の規定により記録したときは、当該働きかけの内容について、記録票を用いて次長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた次長は、事務局長にその内容を報告するものとする。なお、次長は、自らの責任において処理すべきと判断する案件については、報告を受けた働きかけに対する対応方針を決定し、事務局長への報告に付するものとする。

- 3 前項の報告を受けた事務局長は、人事委員会にその内容を報告するものとする。なお、事務局長は、自らの責任において処理すべきと判断する案件については、報告を受けた働きかけに対する対応方針を決定し、人事委員会への報告に付するものとする。
- 4 職員は、働きかけ（採用等に係る制度等の改善に資するものを除く。）を上司から受けた場合は、直接、事務局長又は人事委員に報告するものとし、当該報告を受けた事務局長又は人事委員は、人事委員会にその内容を報告するものとする。
- 5 前2項の報告を受けた人事委員会は、事務局長及び次長が自らの責任において処理すべきと判断した案件を除いて、報告を受けた働きかけに対する対応方針を決定するものとする。
- 6 対応方針が決定された後、働きかけを受けた職員は、働きかけを行った相手方にその対応方針を回答するものとする。
- 7 対応方針を回答した職員は、対応結果を記録票に記録したうえで、記録票を用いて次長に報告するものとする。報告を受けた次長は事務局長にその内容を報告し、事務局長は人事委員会にその内容を報告するものとする。

（記録票の保管及び開示）

- 第5条 次長は、記録票を山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）に基づき適正に保管及び保存しなければならない。
- 2 記録票は、情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書として開示請求の対象となる。

（公表）

- 第6条 事務局長は、記録票を人事委員会事務局において閲覧に供するとともに、記録票の概要を人事委員会のホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

## 記 録 票

作成年月日	平成 年 月 日
相手方	住所
	氏名
	役職名等
受付日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
受付方法及び場所	方法 : 1 口頭 2 電話 3 その他( ) 場所 : ( )
対応職員	職氏名
記録者	職氏名 * 対応職員と記録者が異なる場合のみ記載
働きかけの内容	
記録票開示等の説明状況	1 有 2 無 状況 : ( )
対応内容	
対応方針	
対応結果	
備考	